

付 録

1 用語集

行	用 語	解 説
か	活火山	2003（平成 15）年に火山噴火予知連絡会は、「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し直した。現在我が国には 111 の活火山がある（令和 2 年 10 月現在）。
	火山性地震	火山体またはその周辺で発生する地震のこと。マグマの動きや熱水（高温状態の地下水）の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山性地震は、地震波形の特徴から A 型地震と B 型地震に分けられる。
	火山性微動	マグマの移動、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のこと。通常の地震より振動の継続時間が長く、数十秒から数分、時には何時間も継続するが、揺れの大きさはそれほど大きくはないことが多い。火山活動が活発化した時や火山が噴火した際に多く観測され、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。
	火山灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2 mm 未満）。風によって火口から離れた広い範囲に拡散する。堆積した火山灰は少ない降雨でも土石流となることがある。屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に雨や雪により水分を含んだ場合にはその重量が増すため、建物倒壊の危険性が増加する。堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関、電力・水道などのライフラインに影響を及ぼす。
	火山碎屑物（火砕物）	火山から噴出された破片状の固体（火山灰や噴石）のことで、流体の溶岩と区別して火山碎屑物（略して火砕物）という。多孔質で軽く白っぽいものは軽石、多孔質で軽く黒っぽいものはスコリアと呼ぶ。
	火砕流	火口から噴出、または溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の火山灰や岩塊、軽石等の火砕物が高温の火山ガス（空気、水蒸気等）と混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する非常に危険な現象。最も速いところでは時速 100 km を超えるため、火砕流が発生してから避難するのは困難。また、火砕流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。火砕流には、噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、埋没、破壊、焼失させ、破壊力が極めて大きい。なお、火砕流の発生・流下に伴って連続的な地震動（微動）が観測されることが多い。
	火砕サージ	火砕流の周辺に発生する低密度の火砕物と火山ガスの流れのこと。火砕サージの密度は、火砕流と比較するとはるかに小さいが、その威力は砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々である。
	火山泥流	火山の噴出物が大量の水と混じって山の斜面や谷を高速で流下する現象。熱水の噴出により発生することもある。ラハールともいう。



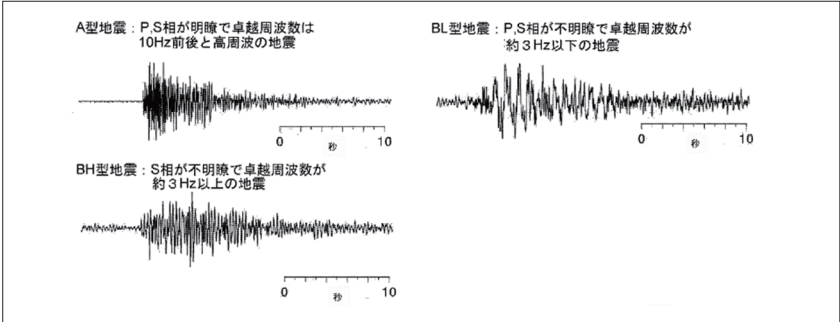
桜島昭和火口からの火砕流の先端部

行	用 語	解 説
か	火山ガス	火口や噴気孔から噴出するガスのこと。また、マグマに溶けていたガスやマグマから放出されたガスも火山ガスという。成分は水蒸気が主であるが、二酸化炭素・硫化水素・二酸化硫黄なども含まれる。硫化水素や二酸化硫黄などは有毒なので、吸い込むと死亡することがある。二酸化炭素も濃度が濃いと酸欠状態になり危険である。
	火山雷	噴火の際などに噴煙中またはその周辺で発生する雷のこと。細粒の火山放出物が上昇する途中、摩擦で電気を帯びることにより発生すると考えられている。
	火 道	地中にあるマグマや火山噴出物の通りの道のこと。
	空 振	爆発的噴火に伴う空気振動が伝わる現象。火口近傍では樹木や人がなぎ倒されることがある。音としては聞きとれなくても窓やドアが震動し、時には窓ガラスなどが割れてガラスの破片により負傷することもある。
さ	水蒸気噴火	火山体内の地下水が間接的にマグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、それが急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象のこと。この爆発の特徴は噴出物にマグマ物質が含まれないことである。
た	地殻変動	地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、GNSS や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。
	テフラ	火山灰・軽石・スコリア・火砕流堆積物・火砕サージ堆積物などの総称。火山碎屑物とほぼ同義であるが、ある程度広く分布するものに用いられることが多い。
	噴 石	噴火に伴って、火口から吹き飛ばされる噴出物で、時には、火口から数km程度まで飛散することがある。気象庁では、防災上の観点から「大きな噴石」及び「小さな噴石」に区分して使用している。 概ね 20～30 cm以上の大きな噴石は、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する。避難までの時間的猶予がほとんどなく、建物の屋根を突き破るほどの破壊力を持ち、直撃を受けると生命にかかわるため非常に危険である。 直径数 cm 程度の小さな噴石は、風の影響を受けて遠方まで流されて降ることがある。火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。
ま	マグマ	岩石が地下で高温高圧のために融解状態になっているもので、地表に噴出したものを溶岩という。
	マグマ噴火	マグマを放出する噴火のこと。マグマが上昇して地表に噴出する仕組みは色々あり、例えば、マグマ溜まりが周囲から押されたり、新しいマグマがマグマ溜まりに注入されてマグマ溜まりからマグマが押し出されたり、マグマに溶けていた気体成分が気泡になってマグマが膨張したりするなどして、地表に噴出する。 マグマの性質によって、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、プリニー式噴火がある。
	マグマ水蒸気噴火	地下水や海水が直接マグマと接触し、水が急速に水蒸気となることによって、急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象。



浅間山の噴火(2004 年)で飛散した噴石(平成 16 年)

付 録

行	用 語	解 説
や	融雪型 火山泥流	噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が火口周辺に積もった雪を急速に融かし、発生した大量の水が周辺の土砂等を巻き込みながら泥流化して、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象。速さは最も速い場合 60km/h を超え、到達距離が 100km を超えることもある。十勝岳では 1926 年 5 月 24 日に発生した噴火により発生した融雪型火山泥流が 20km 以上流下、死者・行方不明 144 名、負傷者約 200 名などの被害を生じた。  十勝岳の融雪型火山泥流(大正 15 年)
	溶岩ドーム	粘性の高いマグマが噴出し、溶岩が遠くに流れずドーム状になったもの、あるいは固化してできた丘。
	溶岩流	マグマが地表に噴出したものを溶岩といい、溶岩が地表を流れたものを溶岩流という。噴出したばかりの溶岩の温度は 1000℃前後の高温で、非常に危険である。
ら	ラハール	火山泥流のこと。インドネシア語で火山噴火の際に大量の水分を含んだ火山灰などの噴出物が山の斜面を流れ下る現象で、1919 年にインドネシアのケルト山の噴火で初めて科学的に調査された際に現地語から命名された
	類質火山灰 (類質物質)	火山噴火の際に噴出したその火山の山体を構成する岩石のこと。火道を構成する岩石である。一方、本質物質とは、火山噴火の際にその噴火の際に噴出されたマグマ物質をいう。本質物質か否かを判定するのは難しい場合も多い。
A	A 型地震	A 型地震は、マグマの活動に伴う火道周辺での岩石破壊などを原因として発生する。一般的には構造的な地震と同じで、P 波、S 波の相が明瞭である。 
B	B 型地震	B 型地震は、火道内のガスの移動やマグマの発砲などが原因として発生すると考えられている。火口周辺の比較的浅い場所で発生するものと火山体等の深い場所で発生するものがあるが、相が不明瞭のため震源が求まるものは少数である。
V	VEI	Volcanic Explosivity Index: 火山爆発指数。火山噴火の規模を示す指標の一つで、その時々々の噴火活動による噴出物の量によって、0～8 に区分される。VEI=0 はテフラの量が 10 ⁴ 立方メートル未満の状況を指す。VEI=8 はテフラの量が 10 ¹² 立方メートル以上の爆発を指す。
	¹⁴ C 年代 測定法	炭素の放射性同位体 14 (¹⁴ C) を用いて行う考古学試料などの年代測定法。大気中に一定の濃度で含まれる ¹⁴ C が生物体にはほぼ同濃度で取り込まれ、生物体が死ぬとその半減期に従って減り続けるため、試料中の炭素 14 の量を調べるとその生物の生存年代が分かる。

行	用 語	解 説
V	ウィグルマッ チング測定法	過去の地球大気の炭素 14 濃度は一定ではなく変動していたため、試料の炭素 14 年代値を較正して正しい暦年を得るために標準曲線が用意されている。しかしこの曲線には激しい凹凸があるため、単一の測定値から信頼に足る暦年を得ることは難しい。 ウィグルマッティング測定法はこれを逆手に利用し、同一木材の年輪に沿って複数の試料を採取し、試料の年代パターンと較正曲線のパターンが最もよく一致するところを探し出す手法で、実際には複数試料の炭素 14 年代値について暦年較正を行い、暦年代に対する確率分布を求める。その後、それぞれの試料の確率分布を求めたい年輪位置（例えば木材試料の最外年輪）との年輪のずれを補正した上で掛け合わせて、新たな確率分布を得る。

2 噴火シナリオ（概要）

新潟焼山 火山防災対策を検討するための噴火シナリオ（概要）

令和3年2月改定
平成26年2月作成

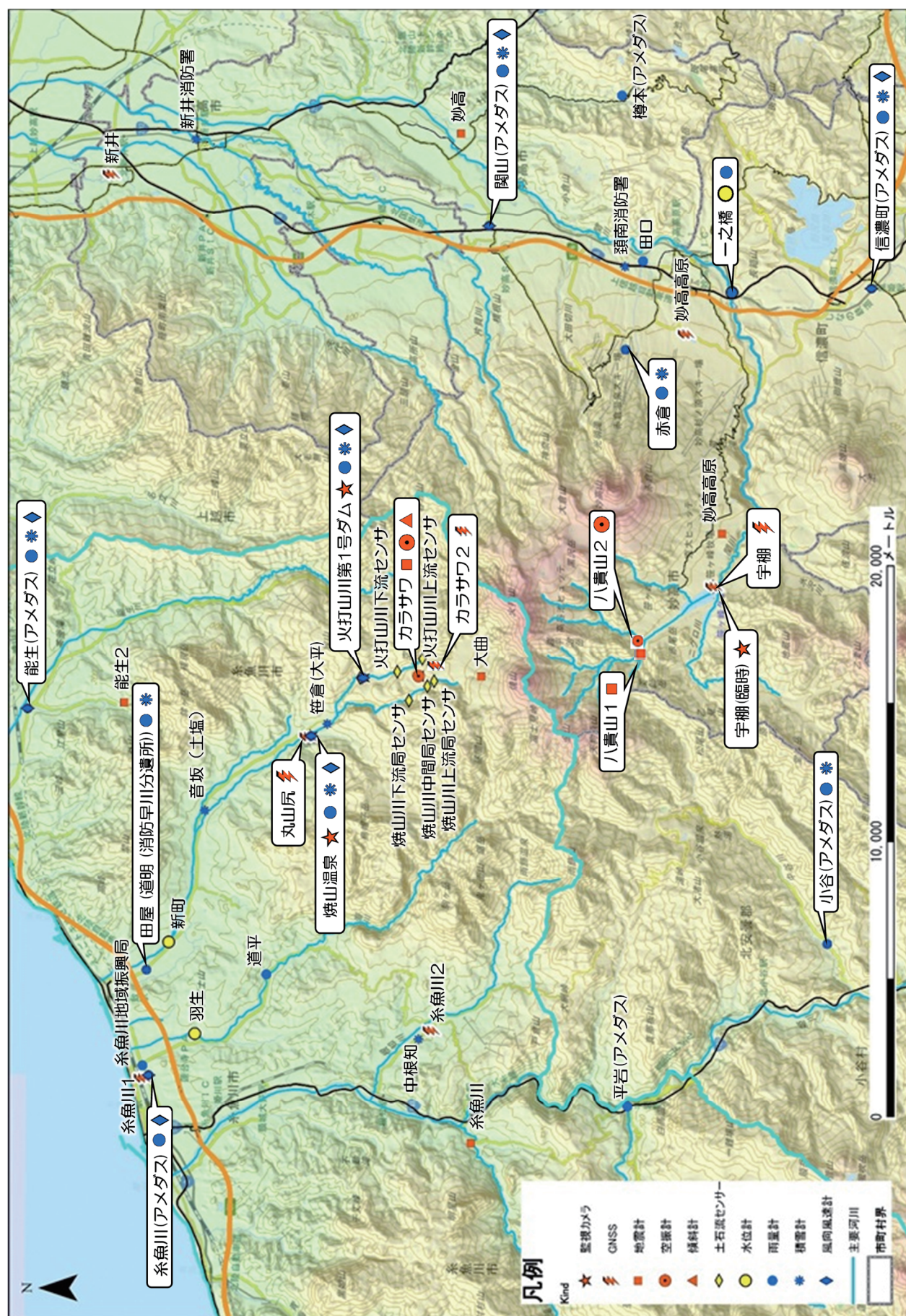


3 噴火警戒レベル判定基準

新潟焼山の噴火警戒レベル判定基準		令和3年2月1日現在
レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している】 ① 山頂から概ね3km付近まで流下する火砕流が複数回発生するなど、火砕流または融雪型火山泥流（積雪期）の居住地域への到達が切迫していると判断した場合 ② 溶岩流の先端が居住地域から概ね1kmまで接近し、居住地域への到達が切迫していると判断した場合 ③ 溶岩ドームのさらなる成長 ④ 山頂周辺で地割れ形成を伴うような大きな地殻変動	各レベルに該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められ、今後噴火が発生しても居住地域への重大な影響がなくなつたと判断した場合には、レベルを引き下げる。
	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】 ⑤ 居住地に到達する火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が発生	
	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ① 地震活動のさらなる増大と山体の膨張を示す地殻変動の進行 ② 火砕流、溶岩流が山頂から概ね3km付近まで流下するなど、今後居住地域に達する可能性があるとして判断した場合 ③ 溶岩ドームの成長 ④ 積雪期に、火砕流を伴う噴火の発生により融雪型火山泥流が居住地域に到達することが予想される場合	
	【山頂から概ね4km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火や居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流等を伴う噴火の可能性】 ① 噴出物中の新鮮なマグマ物質、二酸化硫黄放出量の増加などマグマ噴火の兆候が認められる場合 ② 水蒸気噴火を頻繁に繰り返し、噴火の規模に増大傾向が認められる場合 ③ 山体の膨張を示す地殻変動が観測される状況で、山体で振幅の大きな地震（M2 程度以上）が複数回発生するなど地震活動が活発化 ④ 溶岩ドームの出現	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
	【山頂から概ね4km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火や居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流等を伴う噴火の発生】 ⑤ 山頂から概ね2km を超えて大きな噴石を飛散させる噴火が発生 ⑥ 噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が流下したが、その影響範囲が火口周辺に留まるなど、居住地域には達しないと判断した場合	
3	【山頂から概ね2km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火の可能性】 ① 噴気活動の明瞭な活発化（前10日平均で噴気の長さが概ね400m以上） ② 火山性地震の明瞭な増加（任意の24時間で25回以上） ③ 振幅の大きな火山性微動の発生 ④ 下記の観測項目で複数項目が該当する場合 ➢ 噴気活動の活発化（前60日平均で噴気の長さが概ね150m以上） ➢ 火山性地震の増加（前30日の積算で10回以上） ➢ 山体の膨張を示す地殻変動	
	⑤ 火山灰を含んでいることが監視カメラで確認できるほどの明瞭な噴火の発生	
	【山頂から概ね2km 以内の範囲に大きな噴石を飛散させる噴火の発生】 ⑥ 山頂から概ね1km 程度まで大きな噴石を飛散させる噴火が発生 ⑦ 空振を伴う爆発地震や噴火微動が発生	
2	【山頂から概ね1km 以内（想定火口域）に影響を及ぼす噴火の可能性】 ① 噴気活動がやや活発化（前60日平均で噴気の長さが概ね100m以上）し、火山性地震がやや増加（前30日の積算で5回以上） ② 現地での異常確認（想定火口域内の過去の活動火口や現在の噴気孔近傍に、火山灰や泥の噴出などのごく小規模な噴火の痕跡がみられた場合等）	左記の条件を満たさなくなる、あるいは噴気活動や地震活動が通常時の状況に戻る傾向が明瞭になった場合にレベル1に引き下げる。

・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
 ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
 ・火山の状況によっては、異常な現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
 ・各基準の番号は、「新潟焼山の噴火警戒レベル判定基準とその解説」において、「4. 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方」で説明される番号に対応する。
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_kijun/307_level_kaisetsu.pdf

4 監視・観測体制



5 新潟焼山火山防災協議会規約

○新潟焼山火山防災協議会規約

平成 28 年 3 月 22 日制定

令和 7 年 5 月 2 日改定

(目的)

第 1 条 新潟焼山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、新潟焼山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 新潟焼山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 新潟県及び長野県の都道府県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 新潟県糸魚川市及び妙高市並びに長野県小谷村（次項において「構成市村」という。）の市町村防災会議が法第 6 条第 3 項の規定に基づき同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予想された場合における避難指示等の発令及び警戒区域の設定についての構成市村への技術的助言に関する事項、並びに災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後の復興に関する協議会構成機関相互の連絡調整に関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 3 会長は、新潟県知事をもって充てる。

- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 5 副会長は、糸魚川市長をもって充てる。

- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第 4 条 協議会の下に、協議会の所掌事務について、連絡・協議事項及びその他必要な事項について調整し、委員を補佐するため幹事会を設置する。幹事会は、別表第 2 に掲げる者で構成する。

- 2 幹事会に、幹事長 1 名及び副幹事長 1 名を置く。

- 3 幹事長は、新潟県防災局長をもって充てる。

- 4 幹事長は、幹事会を代表し、その会務を総理する。

- 5 副幹事長は、糸魚川市危機管理監をもって充てる。

- 6 副幹事長は、幹事長を補佐して幹事会の業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(コアグループ会議)

第 5 条 協議会の所掌事務について、技術的な検討を行うため、協議会幹事会にコアグループ会議を設置する。コアグループ会議は、別表第 3 に掲げる者で構成する。

- 2 コアグループ会議に、コアグループ会議幹事長 1 名及びコアグループ会議副幹事長 1 名を置く。

- 3 コアグループ会議幹事長は、新潟県防災局防災企画課長をもって充てる。

- 4 コアグループ会議幹事長は、コアグループ会議を代表し、その会務を総理する。

- 5 コアグループ会議副幹事長は、新潟地方気象台地震津波火山防災情報調整官をもって充てる。

- 6 コアグループ会議副幹事長は、コアグループ会議幹事長を補佐してコアグループ会議の業務を掌理し、コアグループ会議幹事長に事故があるとき又はコアグル

付 録

ープ会議幹事長が欠けたときは、コアグループ会議幹事長の職務を代理する。

(ワーキンググループ会議)

第6条 協議会幹事に、特別な事項について専門的に研究するワーキンググループ会議を置くことができる。

2 ワーキンググループ会議の構成その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議事を進行する。

2 協議会へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又は協議会への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の開催)

第8条 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 幹事会へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又は幹事会への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(コアグループ会議の開催)

第9条 コアグループ会議は、コアグループ会議幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 コアグループ会議へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料の提出又はコアグループ会議への出席を依頼し、助言及びその他必要な協力を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、コアグループ会議の運営に関し必要な事項は、コアグループ会議幹事長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の所属機関が行うものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正にあたっては、あらかじめ協議会に諮るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年3月22日から施行する。

(新潟焼山火山防災協議会規約の廃止)

2 新潟焼山火山防災協議会規約（平成25年1月16日策定）は、平成28年3月22日限りで廃止する。

附 則

この規約は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月2日から施行する。

付 録

(別表第1) 新潟焼山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	知事	会長
	長野県	知事	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	市長	副会長
	新潟県妙高市	市長	
	長野県小谷村	村長	
地方气象台 (第2号)	東京管区气象台	気象防災部長	
	新潟地方气象台	台長	
	長野地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	所長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第2普通科連隊	連隊長	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長	
警察本部 (第5号)	新潟県警察本部	本部長	
	長野県警察本部	本部長	
消防本部 (第6号)	糸魚川市消防本部	消防長	
	上越地域消防局	消防局長	
	北アルプス広域消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	
	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	
交通事業者 (第8号)	東日本高速道路株式会社 新潟支社	支社長	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	支社長	
交通事業者 (第8号)	えちごトキめき鉄道株式会社	社長	
通信事業者 (第8号)	東日本電信電話株式会社 新潟支店	支店長	

付 録

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
観光団体等 (第8号)	糸魚川市観光協会	会長	
	早川観光協会	会長	
	小谷村観光連盟	会長	
	糸魚川ジオパーク協議会	会長	
地元警察署 (第8号)	糸魚川警察署	署長	
	妙高警察署	署長	
	大町警察署	署長	
行政機関 (第8号)	北陸地方整備局防災室	室長	
	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	所長	
	国土地理院北陸地方測量部	部長	
	林野庁関東森林管理局 上越森林管理署	署長	
	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	所長	
	上越市防災危機管理部	部長	
	新潟県糸魚川地域振興局	局長	
	新潟県上越地域振興局	局長	
	長野県北アルプス地域振興局	局長	

付 録

(別表第2) 新潟焼山火山防災協議会幹事会構成員

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	防災局長	幹事長
		防災局防災企画課長	
		防災局危機対策課長	
		環境局環境対策課長	
		農林水産部治山課長	
		農地部農地建設課長	
		土木部砂防課長	
	長野県	危機管理部危機管理防災課長	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	危機管理監	副幹事長
	新潟県妙高市	総務課危機管理室長	
	長野県小谷村	総務課長	
地方气象台 (第2号)	新潟地方气象台	地震津波火山防災情報調整官	
	長野地方气象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第2普通科連隊	第3科長	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科長	
警察本部 (第5号)	新潟県警察本部	警備部警備第二課長	
		交通部交通規制課長	
	長野県警察本部	警備部警備第二課長	
消防本部 (第6号)	糸魚川市消防本部	糸魚川市消防署長	
	上越地域消防局	消防防災課長	
	北アルプス広域消防本部	北部消防署長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	

付 録

区分 (法第4条第2項中該 当する号)	所属	職名・氏名	備考
火山専門家 (第7号)	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	
交通事業者 (第8号)	東日本高速道路株式会社 新潟支社	道路事業部事業統括課長	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	安全推進室長	
	えちごトキめき鉄道株式会社	糸魚川駅長	
通信事業者 (第8号)	株式会社NTT 東日本一関信越 〔東日本電信電話株式会社新潟支店〕	新潟災害対策室長	
観光団体等 (第8号)	糸魚川市観光協会	事務局長	
	笹倉温泉 龍雲荘 〔糸魚川市観光協会〕	支配人	
	早川観光協会	副会長	
	小谷村観光連盟	事務局長	
	糸魚川ジオパーク協議会	事務局長	
地元警察署 (第8号)	糸魚川警察署	警備課長	
	妙高警察署	警備課長	
	大町警察署	警備課長	
行政機関 (第8号)	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	副所長	
	国土地理院北陸地方測量部	防災情報管理官	
	林野庁関東森林管理局 上越森林管理署	総括治山技術官	
	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	国立公園課長	
	上越市防災危機管理部	危機管理課長	
	新潟県糸魚川地域振興局	地域整備部長	
	新潟県上越地域振興局	企画振興部長	
	長野県北アルプス地域振興局	副局長	

※〔 〕は、協議会と協議会幹事会の委員の所属が異なる場合における、協議会委員の所属名

付 録

(別表第3) 新潟焼山火山防災協議会幹事会コアグループ会議構成員

区分 (法第4条第2項中該当する号)	所属	職名・氏名	備考
都道府県 (第1号)	新潟県	防災局防災企画課長	幹事長
		防災局危機対策課長	
		環境局環境対策課長	
		土木部砂防課長	
	長野県	危機管理部危機管理防災課長	
市町村 (第1号)	新潟県糸魚川市	消防本部消防防災課長	
	新潟県妙高市	総務課危機管理室長	
	長野県小谷村	総務課長	
地方気象台 (第2号)	新潟地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	副幹事長
	長野地方気象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	
火山専門家 (第7号)	京都大学	名誉教授 石原 和弘	
	新潟大学農学部	教授 権田 豊	
	フォッサマグナミュージアム	館長 竹之内 耕	
	富山大学大学院理工学研究部 (都市デザイン学)	教授 石崎 泰男	
	新潟大学災害・復興科学研究所	教授 片岡 香子	
	新潟大学大学院 自然科学研究科	准教授 高橋 俊郎	

6 災害対策基本法（抄）

○災害対策基本法（抄）

昭和三十六年
法律第二百二十三号

第五章 災害応急対策

第三節 事前措置及び避難

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関

付 録

の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

第四節 応急措置等

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村

の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

7 活動火山対策特別措置法

○活動火山対策特別措置法

昭和四十八年七月二十四日

法律第六十一号

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 基本指針（第二条）

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等（第三条―第十一条）

第二節 情報の伝達等（第十二条）

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等（第十三条―第二十八条）

第五章 調査及び研究その他の措置（第二十九条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

第二章 基本指針

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策（火山の爆

発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三条第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三 第十四条第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九条第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等

（火山災害警戒地域）

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整

付 録

備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

（火山防災協議会）

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
 - 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
 - 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
 - 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

七 火山現象に関し学識経験を有する者

八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）

又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
 - ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六 救助に関する事項

- 七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発

生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(住民等に対する周知のための措置)

第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

付 録

- 4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。
- 6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

(警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備)

第九条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域（警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。）をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

(都道府県防災会議の協議会等が設置されている場合の準用)

第十条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の都道府県防災会議の協議会（第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。）が設置されている場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会）」と、「都道府県地域

防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画）」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画（同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画）」と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

- 2 第六条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）」と、「市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画）」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項、第七条、第八条第一項並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(登山者等に関する情報の把握等)

第十一条 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下この条において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

- 2 登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第二節 情報の伝達等

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。）の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関（同条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。
- 3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等

（避難施設緊急整備地域の指定等）

第十三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（避難施設緊急整備計画）

第十四条 前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、基本指針に基づき、当該避難施設緊急整備地域について、住民等の速やかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画（以下「避難施設緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画の変更について準用する。

第十五条 避難施設緊急整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路又は港湾の整備に関する事項
- 二 広場の整備に関する事項
- 三 退避壕（ごう）その他の退避施設の整備に関する事項
- 四 学校、公民館等の不燃堅牢（ろう）化に関する事項

（避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施）

第十六条 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

（国の予算への経費の計上及び特別な助成）

第十七条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

- 2 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和

付 録

二十三年法律第百九号) 第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)

第十八条 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

(防災営農施設整備計画等)

第十九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(第四項において「防災営農施設整備計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(第四項において「防災林業経営施設整備計画」という。)を作成することができる。

3 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画(次項において「防災漁業経営施設整備計画」という。)を作成することができる。

4 都道府県知事は、防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画(以

下「防災営農施設整備計画等」という。)を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、それぞれ、関係農業団体、関係林業団体又は関係漁業団体の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成したときは、これを農林水産大臣に報告しなければならない。

6 前二項の規定は、防災営農施設整備計画等の変更にについて準用する。

(補助等)

第二十条 国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第二十一条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(降灰除去事業)

第二十二条 国は、火山の爆発に伴い、年間を通じて、政令で定める程度に達する多量の降灰があつた道路で政令で定めるもの又は政令で定める程度に達する多量の降灰があつた市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰(宅地に係る降灰にあつては、市町村長が指定した場所に集積されたものに限る。)について、市町村が行う当該降灰の除去事業(国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

2 第十八条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費について準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第二十三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備)

第二十四条 国は、降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。

(医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第二十五条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う者（国及び地方公共団体を除く。）に対し、これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者に対する降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第二十六条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内において降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な事業経営上の施設又は設備を整備しようとする中

小企業者に対し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(治山治水事業の推進)

第二十七条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進に努めなければならない。

(火山の爆発に伴う河川の水質の汚濁の防止等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の流水の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずるおそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 調査及び研究その他の措置

(火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、火山現象による自然環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の規定による調査及び研究の成果に基づき、必要な保健指導を行うよう努めるものとする。

(火山現象の研究観測体制の整備等)

第三十条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならない。

付 録

- 2 国は、火山現象の予知に資する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。
- 3 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議又は都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

(財政上の措置についての適切な配慮)

第三十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

附 則 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(国の無利子貸付け等)

- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十四条の規定により国がその費用について補助することができる施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十四条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

- 5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、第二十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （昭和五三年四月二六日法律第二九号） 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の活動火山対策特別措置法の規定は、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月二七日法律第五〇号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中

自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定公布の日

（活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 施行日前に第八十三条の規定による改正前の活動火山対策特別措置法（以下この条において「旧活動火山対策法」という。）第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第八十三条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法（以下この条において「新活動火山対策法」という。）第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた防災営農施設整備計画等は、新活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行った防災営農施設整備計画等とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている承認の申請は、新活動火山対策法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、

地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

付 録

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一五年四月一日）

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一〇月一日）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の活動火山対策特別措置法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年七月八日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（平成二七年政令第四〇八号で平成二七年一月一〇日から施行）

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の活動火山対策特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第二条第一項の規定により指定されている避難施設緊急整備地域は、この法律による改正後の活動火山対策特別措置法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により指定された避難施設緊急整備地域とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により作成されている避難施設緊急整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十四条第四項の規定により変

更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により作成されている防災営農施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条第二項の規定により作成されている防災林業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第八条第三項の規定により作成されている防災漁業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日）までの間は、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により指定されている降灰防除地域は、新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例・施行規則

○新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する
条例

平成 27 年 3 月 31 日
新潟県条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、糸魚川市及び妙高市の区域に存する新潟焼山（以下単に「新潟焼山」という。）が、爆発その他の火山現象を繰り返す火山であることから、新潟焼山への登山者に対して、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「新潟焼山の活火山地区」とは、新潟焼山の山頂から 2 キロメートル以内の地域をいう。

2 この条例において「登山者」とは、新潟焼山の活火山地区に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

- (1) 新潟焼山の活火山地区において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、新潟焼山の活火山地区において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者

3 この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う団体で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、この条例の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第 5 条第 1 項の規定による届出によって登山計画の内容を明らかにすることが、火山災害による遭

難の防止に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

(登山者の責務)

第 4 条 登山者は、登山は自らの責任において実施するものであることを認識し、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で綿密な登山計画を策定するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

2 登山者は、気象庁その他の関係機関から提供される新潟焼山の火山現象に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

3 登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山することを、家族、知人その他の関係者に伝えた上で登山するよう努めなければならない。

4 登山者は、新潟焼山に登山している間、新潟焼山における火山現象の変化の把握に努めるとともに、当該変化に応じて安全に行動しなければならない。

(登山の届出)

第 5 条 登山者は、新潟焼山の活火山地区に登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山者が届出事項を規則で定める方法により登山活動団体に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

- (1) 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
- (2) 登山の期間及び行程
- (3) 携帯する装備品、飲料水及び食料の内容
- (4) 緊急時における連絡先
- (5) 携帯電話、無線その他の通信手段の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構

成する登山者のうち1人の者がこれを代表して届け出ることができる。

(事務の委託)

第6条 知事は、前条の規定による届出の受理、当該届出に係る事実を確認するための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する者に委託することができる。

(警告)

第7条 知事は、第5条の規定による届出をしないで新潟焼山の活火山地区に登山した者に対し、警告を発することができる。

(過料)

第8条 前条の規定による警告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟焼山の活火山地区における登山者の動向及び第5条の規定による届出の状況を勘案し、施行日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第32号で平成29年5月31日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新潟焼山の活火山地区に登山している者については、この条例は、適用しない。

○新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する
条例施行規則

平成27年3月31日

新潟県規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成27年新潟県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公益性が高いと認められる事業又は業務)

第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものに係る事業又は業務とする。

- (1) 妙高戸隠連山国立公園の管理
- (2) 森林管理署の所掌事務
- (3) 公共工事の施行又は管理

(登山活動団体)

第4条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

(届出の方法)

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、知事若しくは条例第6条の規定により知事が指定した者に書面を提出する方法、ファクシミリ装置を使用して書面を送信する方法若しくは電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法又は当該届出に係る書面を入れるために登山道等に設置された箱に書面を入れる方法により行うものとする。

2 知事への届出は、新潟県警察本部地域部地域課長又は新潟県内に所在する警察署の長を経由して行うことができる。

付 録

3 条例第5条第1項後段の規則で定める方法は、電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

9 改訂履歴

時期	内容	改定箇所及び改定理由
平成 26 年 2 月	策定	—
平成 27 年 3 月	第 1 回見直し (主として御嶽山 噴火を踏まえた見 直し)	○ 4 (3) 防災連絡体制 ・ 伝達系統概略図を実態に合わせて修正した。 ・ 異常現象などの発見通報について確実に気象台へ通報が可能となるように体制を整理した。 ○ 8 (3) 噴火警報等の発表に関する情報の伝達 ・ 緊急速報メール、ヘリによる上空からの呼びかけについて手順などを定めた。(中央防災会議の火山防災対策推進ワーキング等での検討を踏まえた体制整備が行われるまでの暫定的な見直し。) ○ 9 関係機関相互の連絡体制 ・ 情報の種類と共有方法等を整理した。 ・ 協議会への新規加入機関の追加を含め、体制を再整理した。 ○用語解説 ・ 降灰予報の運用開始を踏まえた降灰予報の解説を修正した。
平成 30 年 11 月	第 2 回見直し (主として融雪型 火山泥流に対応す る住民避難時の対 応、降灰時の避難 計画及び情報伝達 方法等の補強)	○ 1 (2) 新潟焼山火山防災協議会の概要 ・ 活動火山対策特別措置法の改正で法的に設置が義務付けされた法定協議会となったことを明記 ○経年変化の修正 (避難対象世帯数、人口等) ○登山者対応の追加 ・ 新潟県の登山届提出を義務付けた条例の明記 ・ シェルター、ヘルメット等の整備の明記 ○ 6 住民避難時の対応 ・ 降灰時の避難に際し、留意すべき事項について計画を補強した。 ○ 8 登山者への対応 ・ 情報伝達方法の見直し。 ・ 警戒区域設定・解除に関する助言及び消防防災ヘリコプターの緊急出動要請方法についての見直し。

付 録

時期	内容	改定箇所及び改定理由
令和3年2月	第3回見直し (主として噴火警戒レベルの見直しの反映と内閣府手引きに基づく計画の再構築と補強)	○噴火警戒レベルの見直しの反映 2016年の火山活動の高まりとそれに基づく対応(想定火口域内への立入規制)を受けて、レベル2における想定火口域内への立ち入り規制を2段階に整理。 ○「噴火時の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」(内閣府)に基づく計画の再構築と補強 - 火山活動の推移に応じて時系列的に章を構成。 - 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合と突発的に噴火した場合にパターン分けをして、取るべき防災対応を整理。(第1章) - 噴火警戒レベルに応じた自治体の防災体制を整理。(第2章) - 登山者がとるべき避難経路の考え方を整理。(第2章) - 火山活動の推移に応じて、主な構成機関がとるべき対応をフロー化(第3章) - 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定に関する基本的な考え方と手順を整理。(第3章) - 風評被害対策や避難勧告・指示の解除等に係る基本的な考え方を整理。(第4章) - 防災啓発・訓練に平時から関係機関が連携して取り組んでいくことを明記。(第5章)
令和4年4月	第4回見直し	○災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が図られたことに伴う用語の見直し 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に改める。 「避難勧告又は避難指示(緊急)」を「避難指示」に改める。
令和8年4月	第5回見直し	○新潟県地域防災計画が修正されたことに伴う、火山の状況に関する解説情報(臨時)・噴火警報・予報等の伝達ルートの見直し(第2章) 気象庁及び新潟地方気象台から伝達される機関の修正